

(2)

## 評議員会規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド(以下「この法人」という。)定款第24条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

2 理事、監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

3 この法人の職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

4 評議員会は、必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

#### (評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

### 第2章 評議員会の招集

#### (招集の手続)

第4条 評議員会は、法令に特段の定めがあるときを除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、業務執行理事が招集する。

2 評議員会の招集通知は、理事長が評議員会の開催日の7日前までに、各評議員に対して、書面で、あるいは電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

4 理事長は、評議員から評議員会の目的事項及び召集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 前項の規定に関わらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### 第3章 評議員会の議事

#### (議長)

第5条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### (評議員会の運営)

第6条 評議員会は、評議員数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(2)

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第7条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(決議)

第8条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

6 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

第9条 理事は、一般社団法人ならびに一般財団法人に関する法律および定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項

(2)

があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第10条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときには、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその他正当な理由があるものとして法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第11条 評議員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した理事が必要に応じこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(議事録の配布)

第12条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録により、欠席した評議員に対し報告するものとする。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第13条 評議員会の事務局には、事務局長が当たる。

#### 第5章 雑 則

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(細 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

この規則は、平成30年11月15日より施行する。(平成30年11月15日評議員会議決)